

こんにちは 家畜保健衛生所です

風薫るさわやかな季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今回は検査体制の一部変更についてお伝えします！

ブルセラ病と結核病の清浄性確認検査について



これまで飼養者の皆様には、家畜伝染病予防法第5条にもとづき、結核・ブルセラ病・ヨーネ病の検査にご協力頂きました。

結核とブルセラ病については、国内の清浄化に向けて、家畜伝染病予防法第5条による全戸の農場を対象とした検査ではなく、無作為抽出による清浄性確認検査に切り替わります！

* ヨーネ病の検査については変わりません。

結核・ブルセラ病（清浄性確認検査）



検査期間：平成30年度～32年度

対象：2農場／年（無作為抽出 酪農1戸 繁殖肉牛1戸）

検査費用：不要

検査頭数：農場の規模による（最大30頭）

検査対象に貴農場が選ばれた際にはご協力お願いいたします。

